様式第6号(規格 A4)(第3条関係)

|  |
| --- |
| 物品売買請書年　　月　　日　　みどり市長　　　　　　　　　　様 |
| 受注者 | 所在地商号又は名称代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 物品名称 | 品質・形状・寸法 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 納入期日 |  | 納入場所 |  |
| 契約代金額 | 　　　　　　　　　　　　円(うち取引に係る消費税　　　　　　　円） |
| 　上記の物品を次の事項により納入することをお請けいたします。1　頭書の物品を頭書の納入期日内に仕様書その他の条件等に基づき納入すること。2　契約代金は、物品を納入し、市の検査に合格した後に請求すること。3　この契約によって生じる権利又は義務を貴職の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は継承しないこと。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡するときは、この限りでないものとする。4　市の検査の結果、納入物品の全部若しくは一部が契約内容に違反し、又は不当であることが発見され、修繕又は交換の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、契約代金の増額又は納入期日の延長の請求はできないこと。5　受注者の責めに帰する理由によって、頭書の納入期日までに物品を納入することができないときは、納入期日到来の日の翌日から納入日までの日数に応じ、未納部分の契約金相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく率を乗じて計算した額の遅延利息を支払うこと。6　受注者の故意又は過失により納入期日まで又は納入期日後相当期間内に、契約履行の見込みがないと認められるときは、契約を解除されることがあること。この場合において、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を支払うこと。7　本書に定めのない事項については、必要に応じ当事者協議の上、定めるものとする。 |

(うち取引に係る消費税　　円）は、受注者が課税業者である場合に記入すること。